

令和4年3月16日(水曜日)

(会議第6日目)

応招議員

1番	中島一郎	2番	池内弘道	3番	浅野修一
4番	宮川徳光	5番	濱村美香	6番	山本久夫
7番	矢野依伸	8番	矢野昭三	9番	山崎正男
10番	吉尾昌樹	11番	宮地葉子	12番	小永正裕
13番	澳本哲也	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	松本敏郎	副町長	松田春喜
総務課長	土居雄人	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	宮川智明
健康福祉課長	佐田幸	農業振興課長	川村雅志
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西和彦
建設課長	森田貞男	教育長	畦地和也
教育次長	藤本浩之	教育次長	橋田麻紀
会計管理者	小橋智恵美		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 山本陽美

令和4年3月第22回黒潮町議会定例会

議事日程第6号

令和4年3月16日 9時00分 開議

日程第1 議案第50号から議案第84号まで
(常任委員長の報告・質疑・討論・採決)

日程第2 議案第85号
(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第3 議案第86号から議案第99号
(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第100号
(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第5 議案第101号
(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第6 黒潮町選挙管理委員会委員及び委員補充員の選挙

日程第7 議員提出議案第2号
(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第8 議員の派遣に関する件について

日程第9 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●町長から提出された議案

議案第 85 号	教育委員会の委員の任命について
議案第 86 号	農業委員会の委員の任命について
議案第 87 号	農業委員会の委員の任命について
議案第 88 号	農業委員会の委員の任命について
議案第 89 号	農業委員会の委員の任命について
議案第 90 号	農業委員会の委員の任命について
議案第 91 号	農業委員会の委員の任命について
議案第 92 号	農業委員会の委員の任命について
議案第 93 号	農業委員会の委員の任命について
議案第 94 号	農業委員会の委員の任命について
議案第 95 号	農業委員会の委員の任命について
議案第 96 号	農業委員会の委員の任命について
議案第 97 号	農業委員会の委員の任命について
議案第 98 号	農業委員会の委員の任命について
議案第 99 号	農業委員会の委員の任命について
議案第 100 号	副町長の選任について
議案第 101 号	固定資産評価員の選任について

●議会から提出された議案

議員提出議案第 2 号	ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案について
-------------	---------------------------

議 事 の 経 過

令和4年3月16日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

日程第1、議案第50号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第84号、高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務教育常任委員長、宮川徳光君。

総務教育常任委員長（宮川徳光君）

おはようございます。

それでは、議案に対する委員長報告を致します。

総務教育常任委員会に付託されました議案は、配布の委員会審査報告書に記載のとおり、議案番号50号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案番号84号、高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分についてまでの17議案です。

内訳は、条例の制定が1件、条例の一部改正が5件、令和3年度の一般会計および特別会計の補正予算が3件、令和4年度の一般会計および特別会計の予算が4件、高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合および幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う、高知縣市町村総合事務組合規約の変更が1件、財産処分が2件となっています。

審査の結果は、17議案全てについて討論はなく、全会一致で可決すべきものとなりました。

この報告は、配布の委員会審査報告書の議案番号順に、質疑があったもの、金額が大きなもの、また、新たなものや前年より変更があったものなどを主に行いたいと思います。

なお、提案理由など、本会議にての説明と重複する点も多いと思われませんが、ご了承ください。

まず、議案番号50号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

その次、議案番号51号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

その次、議案番号52号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について。

これらの3議案については、説明は本会議と同様で、特段の質疑はありませんでした。

議案番号53号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてです。

会計年度任用職員の育児休業については、1年以上の雇用が条件でありましたが、この条件を撤廃するものです。

委員から、育児休業の期間はとの質疑があり、執行部から、期間は、一般職の場合、子どもが3歳になる前日まで。また、会計年度任用職員の場合は、子どもが1歳6カ月になるまで、とのことでした。

続きまして、議案番号54号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてです。

説明は本会議と同じで、特段の質疑はありませんでした。

続きまして、議案番号55号、黒潮町行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてです。

国の法令や取り組みに準じて、行政手続における町民の負担軽減、利便性の向上を目的としたもので、押印の見直しが主なものとなっているとの説明を受けました。

委員から、本会議でも質疑があったが、署名がしづらい方への対応と、第3条の職員のサービスの宣誓の項で、署名してからの文言がなくなるのは署名も省くことにつながるのでは、との質疑がありました。

執行部から、署名がしづらい方への対応については、今回提案している全ての条項の該当者が、これまでの経緯を踏まえて署名できる方たちとの認識がある。

なお、今回の条例制定は、押印の省略を主としたものなので、署名が困難な方についての対応は、今後の課題として検討する。

また、職員の宣誓書への署名については、義務付けしない改正とはなるが、提出する様式の押印は省略するものの、氏名欄は残るため、これまで同様に署名する運用で対応する、とのことでした。

議案番号57号、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例についてです。

説明は本会議と同様の説明がありました。

委員より、第3条の任用の資格で、近郊に居住の範囲を広げた理由は、また、報酬などは近隣市町村とのバランスが取れているか、との質疑がありました。

執行部より、近郊としたのは、団員確保の観点から、日頃の団活動の状況に応じて対応するためのもの。また、報酬については、同じ消防組合に加入している四万十市とは同額となっている。

なお、怪我などをした場合の保障関係は県全体で加入している、とのことでした。

続きまして、議案番号58号、令和3年度黒潮町一般会計補正予算についてです。

歳入についての特段の質疑はありませんでした。

歳出のうち、29ページからの2款総務費1項総務管理費のうち、31ページ中段からの6目企画費のうち、32ページの12節委託料の最後、定住促進住宅設計・施工監理委託650万円の減と、14節工事請負費の定住促進住宅整備工事3,450万円の減は、県と協議の上、他市町村へ配分替えとしたもの、とのことでした。

委員より、関連して、定住促進住宅の利用状況はとの質疑があり、執行部より、この事業は、民家を町が10年間借り上げて、改修後貸し出しを行う事業。この定住促進住宅は、1軒当たり600万円から800万円ほど掛けて改修したものを、月2万円という家賃で借りられることもあり、人気は高いとのことでした。

68ページからの10款教育費のうち、71ページ、3項中学校費、2目教育振興費、1節報酬の部活指導員100万円の減は、当初、3人を見込んでいたが1人となったための減額とのことでした。

委員より、部活指導員が1人のみとのことだが、内容は、また、生徒数が減少してきているが、部活の状況はとの質疑がありました。

執行部より、大方中学校のバスケットボール部の指導員1名のみとなっている。部活の状況として、生徒数の減少によりチーム競技の部活は難しくなっており、現状、佐賀中ではなくなっている。

大方中のチーム競技関連部活は、野球部、バスケットボール部、サッカー部となっている、とのことでした。

続きまして、議案番号59号、令和3年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算について。その下、次の、議案番号60号、令和3年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての2議案についての説明は、本会議と同様で、質疑はありませんでした。

続きまして、議案番号67号、令和4年度黒潮町一般会計予算についてです。

歳入についての特段の質疑はありませんでした。

歳出のうち、47ページからの、2款総務費、1項総務管理費のうち、55ページ、6目企画費、1節報酬の2番目、地域おこし協力隊2,901万4,000円は、例年の2倍ほどの14名分を予定している。

この倍増の要因として、地域おこし協力隊の継続雇用としている7名のほかに、新たに鉄道を中心とした地域活性化、情報発信、観光事業者支援、集落営農支援、これについては2名です。地域福祉計画策定、漁業協同組合支援、以上の7名の新規採用を予定しているとのことでした。

委員より、地域おこし協力隊の任期は、という質疑がありまして、執行部より、1年更新の3年まで。実情として、半年ごとに面接して更新の意向を聞いているとのことでした。

その2つ下、地域プロジェクトマネージャー297万2,000円は、新しく立ち上げたもので、地域おこし協力隊14名への協力と支援を行っていただくよう計画しているとのことでした。

それから、大方高校の学生寮の関連と致しまして、

56ページ、下段からの12節委託料のうち、57ページの中ほどの大方高校学生寮建築設計業務委託555万2,000円、それに伴う不動産鑑定業務委託31万4,000円を計上している。

その下、大方高校寄宿舎備品154万円は、下田の口にあります、しらゆりを3番目の寄宿舎として借り上げようとした場合、令和5年度中の供用開始を目指すためには令和4年度中に机やベッドなどの配備が必要となっているためのものとのことでした。

また、58ページ中段からの18節負担金補助及び交付金のうち、59ページの下から4番目の大方高校魅力化推進協議会補助金670万6,000円は、例年の倍の予算となっている。これは、昨年まで寄宿舎が下田の口の1棟のみだったが、令和4年度から錦野でも借り受けて寄宿舎が2棟になることによるものとのことでした。

委員より、2棟の寄宿舎の内容と、女子の寮生はサッカー関係が主なものか。また、高校全体の定員の状況はどの質疑があり、執行部より、寄宿舎については、下田の口の方が男性用、錦野の方が女性用と考えている。現状、男性は1名から2名、女性は8名ほどになっている。

また、女性はサッカー関係がほとんどだが、地域未来留学という枠で全国に募集を掛けた関係の方が2、3名ほどいるとのことでした。

また、高校の定員の状況は厳しいものがある。ここ数年、全学年合わせて90名前後で推移している。令和4年度は全体的に生徒数が少ない年となっており、大方高校だけでなく厳しい状況となっている。

このため、魅力化推進協議会を立ち上げて、公設塾や女子サッカーなどで魅力化に取り組んでいる。また、地域未来留学で全国から学生を呼び込む取り組みも計画しているとのことでした。

58ページ、14節工事請負費の2番目、定住促進住宅整備工事8,500万円は、例年同様の予算とのことでした。

委員より、内容はどの質疑があり、執行部より、例年どおり10件分を枠として予算を組んでいる

が、例年、4件ないし5件の工事となっている。

昨年度より6,070万円繰り越しており、まずその予算から対応していく。その後、現年度分で対応するとのことでした。

66ページ、下段からの12目国土調査費です。

67ページ下段の12節委託料に地籍調査業務委託9,891万5,000円は、荷稻地区の山林1.34平方キロメートル、伊田地区の宅地と山林、合わせて0.74平方キロメートルを予定しているとのことでした。

この事業に対しては、国から50パーセント、県から25パーセント、また、交付金として20パーセントの措置があり、町からの持ち出しが少ない事業となっているとのことでした。

委員より、業者の選定方法は、また、地籍調査の進捗（しんちよく）状況はどの質疑があり、執行部より、業者の選定は入札により決定している。一部、小さな作業については、森林組合に随意契約により対応していただいている。

進捗（しんちよく）状況については、現在、全体の22パーセントほどとなっているとのことでした。

69ページ中段からの、15目新型コロナウイルス感染症対策費、12節委託費のうち、70ページ、上から4番目、黒潮町ウェブサイトによる情報発信強化共同研究委託170万円。その下、Instagramを活用した情報発信業務委託324万5,000円。その下、黒潮町PR動画作成委託97万2,000円の3件は、アフターコロナ施策として、情報発信による観光客誘致などを図るものとのことでした。

委員より、ウェブサイトによる情報発信と、Instagram関連の内容はどの質疑がありまして、執行部より、ウェブサイト関連については、SNSの一種でウェブマガジンという冊子のような、またホームページのような、海辺のくらしというサイトを新たに立ち上げて、町の様子などを発信していくもの。

また、Instagramの活用については、現在、黒潮町のInstagramのフォロワー数が6,000を超えていて、県内市町村では上位に位置しているが、今後は伸び悩みが予想されている。このため、フォロワーを多く持っている方に来ていただいて情報発信をしていただく計画をしているとのことでした。

154ページ、中段からの4目防災費のうち、156ページ下段からの18節負担金補助及び交付金の158ページの3番目、木造住宅耐震改修工事費補助金8,800万円は80戸分。その下、木造住宅耐震改修設計費補助金300万円は10戸分。その下、ブロック塀対策費補助金300万円は10件分を計上しているとのことでした。

委員より、耐震改修などは令和3年度よりの繰り越しがあるが、令和4年度の予算の内容は。また、この事業の今後の見通しはどの質疑がありまして、執行部より、木造住宅耐震改修工事費補助金の昨年度からの繰り越しが100戸分あるので、令和4年度は、合わせて180戸分の1億9,800万円の予算となっている。

その下、木造住宅耐震改修設計費補助金も繰り越しが200戸あり、合わせて210戸分、6,300万円の予算となっている。

その下、ブロック塀対策費補助金も繰り越しが40件分あり、合計50件分、1,500万円の予算となっている。

この事業の見通しとしては、現状、申し込みは多くある状況。今後、申し込みの状況に鈍化が見

えた場合は、何らかの対策が必要となってくるとのことでした。

158 ページからの、10 款教育費です。

168 ページからの 3 項中学校費のうち、170 ページ、2 目教育振興費、1 節報酬の学校支援員 873 万 1,000 円は、大方中 3 名、佐賀中 2 名の計 5 名分。なお、学習の支援が目的なので、教員資格は不要とのことです。

そのうち、大方中の 3 名中 1 名は、不登校の生徒対応となっているとのことです。

委員より、不登校の現状は。また、原因をどう考えているかとの質疑があり、執行部より、大方中学校で 10 人ほどの不登校となっている。なお、大方中学校内の不登校の生徒に対応するための、かつてのパソコンルームに 3 人。そのほか、大方のくじらる一むに 5 人、佐賀のかつおる一むに 1 人が通って利用しているとのことです。

また、小学校でも、長期ではないが不登校に該当すると思われる案件が何件かある。不登校の原因については、第一に、昼夜逆転が考えられる。この昼夜逆転の原因については、スマホやゲームにより夜間明け方ごろまで起きていて、その後、就寝することで朝起きれず、午後 3 時ごろとかに起きているとのことで学校に行けない。こういったことで、子どもたちが学習意欲をなくすことにつながっているように考えている。

この不登校で重要なのが、子どもたちの学習する権利を失っているということで、この権利を取り戻すために、不登校への対策をして学校での学習の機会を確保しなければいけない。このための一段階として、現在、くじらる一むやかつおる一む、また、パソコンルームなどで対応などもしている。

また、タブレット端末などを活用して、オンライン授業などにより多くの学習の場も深めていかなければならないと考えているとのことでした。

続きまして、議案番号 68 号、令和 4 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についてです。

説明は本会議と同様で、特段の質疑ありませんでした。

続いて、議案番号 69 号、令和 4 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についてです。

昨年度比で 3,194 万 2,000 円、率で 2.1 パーセントの減となっている。要因としては、職員が前年度の 193 名から今年度 188 名と、5 名減となったことによるものとのことです。

委員より、現在、何人が休職中か。また、休職中の待遇などはとの質疑があり、執行部より、4 人が病気休業で休職中。休職中の待遇につきましては、給与が全額支給となっている病気休暇は基本 90 日の期間となっている。ただし、心神疾患の場合は、60 日追加の 150 日となっている。

その後は、病気休業の扱いとなり、1 年間は 8 割の給与支給があるが、それ以後は給与の支払いはなしとなっている。なお、同じ病気での休暇につきましては通算の日数となっているとのことでした。

続きまして、議案番号 78 号、令和 4 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてです。

歳入のところで、6 ページの、1 款使用料及び加入金等、1 項使用料、1 目サービス使用料は、前年度より 719 万 8,000 円の増額となっている。

これは、令和 3 年度 10 月時点での前年度比で、テレビ放送加入者 72 件増の 2,481 件。インターネット加入者が 121 件増の 1,741 件となっており、これらを見込んでの予算となっているとのことです。

委員より、インターネットのスピードの状況はとの質疑がありまして、執行部より、以前は 1.5

ギガで動いており、帯域いっぱいいっぱい動いていたため、速度遅延の苦情も多かった。今は 2ギガで動いており、余裕がある状況となっている。加えて、来年度の4月から8月には3ギガに上げる予定なので、さらにスムーズな動きになっていくと考えている。しかし、ここまでが現状の設備での限界なので、それ以上のスピードアップについては、新たな対策が求められているとのこと。

この対策の一つとして、この事業自体を公設民営化、または、丸々民営化などについて、今後、専門家に検討していただくようにしているとのことでした。

歳出の方は、特段の質疑はありませんでした。

続きまして、議案番号82号、高知県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知県市町村総合事務組合同約の変更について。

続きまして、議案番号83号、高知県市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について。

続きまして、議案番号84号、高知県市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について。

の3議案につきましては、説明は本会議と同様で、質疑はありませんでした。

以上で、総務教育常任委員会に付託されました議案の審査についての報告を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、総務教育常任委員長の報告を終わります。

これから、総務教育常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本君。

6番（山本久夫君）

議案第67号ですが、57ページです。

委員長から、大方高校の生徒の受け入れ体制とか備品の購入とか、そういう関連することについては報告がありましたが、その大方高校の学生寮の新築設計委託の555万2,000円か。その予算を執行についてですね、委員会の中で、その建物の位置とか、それから運営体制とか、そういう管理方法、あるいは複合的な建物にするという、そういうような執行部からの説明があったわけですが、そうしたことに対する質疑というがはなかったでしょうか。

議長（小松孝年君）

委員長。

総務教育常任委員長（宮川徳光君）

今言われたような、その建物の中、内容、どういった、今言われたように複合的なのか、そういった質疑はなかったように思います。

議長（小松孝年君）

山本君。

6番（山本久夫君）

その質疑はなかったということですが。

もともとですね、大方高校は県の施設でありまして、結局寮というのは、公の施設で言えば、まあ大方高校の附属施設みたいな感覚を僕は持つてるわけで。それへ、町として予算をつけて、その

もろもろの目標を持って先行投資とするかね。町の発展のためということで。それは十分理解できるわけですが。

その執行に当たって、急ぐことなく、私も本会議で質疑した内容ですが、そういう何というかね、慌てることなく慎重に執行してもらいたいという思いがあるわけですが。

委員会の中では、そういう慎重な議論というか。予算的には反対ではないんだけど、この執行については慎重な対応をお願いしたいというような意見もなかったでしょうか。

議長（小松孝年君）

委員長。

総務教育常任委員長（宮川徳光君）

そういった観点の突っ込んだ質疑はありますか、それはなかったように記憶してます。

言われるような、ちょっとあんまり言われんかもしれんけど。まあ、なかったです。

すいません。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

濱村君。

5番（濱村美香君）

2点、質問させていただきたいと思います。

議案番号は58、予算書の157ページの所の、木造住宅の耐震改修の工事費と、ブロック塀の安全対策の分。

かなり繰り越しの分が残っているという報告をしていただきましたけども、その繰り越しになってしまった要因というか、かなり予算を超える分が繰り越しで残っているので、その要因。なぜ進んでいなかったかという、要因の説明等がありましたでしょうか。

続けて、もう一つ言って大丈夫でしょうか。

（議長から「どうぞ」との発言あり）

予算書の159ページか、158ページからのちょっと続きかも分かりませんが。不登校の要因が、昼夜逆転でスマホやゲームをする。それで、朝起きれず学校に行けない、というふうの説明があったという報告でしたけども、私はそれが原因というふうにはちょっと思えないんですね。不登校になったから、そうってしまったということがあると思うんですけど。

それはどうしてかという、10名のうち9名ほどがほかの所に行けているというところもありますし、ほかに、何か教育委員会や学校側の要因という説明はほかになかったでしょうか。

議長（小松孝年君）

総務教育常任委員長。

総務教育常任委員長（宮川徳光君）

1点目が、繰り越しの部分ですかね。

繰り越しの部分、私の記憶としては、あまりその繰越額が大きくなった原因についての細かい説明のどこまでは、委員会では出なかったように思います。

それから、不登校の原因の、そのゲーム等の関係ですが。まあ説明は報告したとおりでしたので、それに対してまた踏み込んだ質疑はなく、報告のとおりのような形で収めております。

以上です。

議長（小松孝年君）

濱村君。

5 番（濱村美香君）

分かりました。ありがとうございます。

で、もう一点なんですけど、そのスマホやゲームに依存してしまっている子どもたちに対して、また、タブレット端末を使って、またさらにそういう機械に対して向き合やすという学習方法に対しての、委員さんからの疑問の声等はなかったでしょうか。

議長（小松孝年君）

総務教育常任委員長。

総務教育常任委員長（宮川徳光君）

そのゲームが原因でという方に、またタブレットなんかをという。直接的にその端末機を使ってというふうには、委員会いうか、その点についての再質疑はありませんでした。

私の印象としては、そういうふう直接的に結びつくのではなくって、段階的にいろんな対応策を考えていただいとって、その児童生徒に応じた策を講じていただけるような印象は受けました。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

中島君。

1 番（中島一郎君）

議案 58 号で、当初予算の方でお聞きします。

67 ページの委託料、地籍調査業務委託。このことについて、委員長の方から進捗（しんちよく）状況が全体の 22 パーセントだというお話がありました。そして、今年、荷稻、伊田地区を地籍調査で実施するというお話でございましたが。

この中で、全体の進捗（しんちよく）状況も 22 パーセントと若干伸びているわけですが、この裏といいますか、大変担当者がご足労しているのは、まだまだ今までやった現地調査とか確認した分で、認証までに至ってない分がまだ相当、面積的に残っていると思うわけですが。

そのへんの進捗（しんちよく）というのは、お聞きする機会はありませんでしたか。

議長（小松孝年君）

総務教育常任委員長。

総務教育常任委員長（宮川徳光君）

その認証遅延の方までの質疑はありませんでした。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務教育常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設厚生常任委員長、矢野依伸君。

産業建設厚生常任委員長（矢野依伸君）

それでは、今議会で、産業建設厚生常任委員会に付託をされました議案について、その審査の経過ならびに結果を報告を致します。

審査は、3月7日、本会議終了後の13時30分から17時まで、8日は9時から17時まで、9日は9時から15時30分まで、町長ならびに関係課長出席の下、慎重に審査を致しました。

審査結果は、付託をされました議案20件のうち、議案第63号、令和3年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算については、賛成多数で、そのほかの19議案につきましては、全会一致で可決すべきものと決しましたので、まず報告を致します。

提案説明のありました内容については省略し、主に本委員会で質疑等のあった内容等について報告を致します。

まず、議案第56号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、未就学児に係る被保険者の均等割額を5割軽減する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第58号、令和3年度一般会計補正予算についてであります。

本委員会に分割付託をされた中で、

歳出につきましては、人件費の調整、事業の入札減、決算見込みなどによる減額が主なものであります。

ページ、49ページから50ページの4款衛生費、6目環境衛生費の中で、水道技術管理者資格取得のための旅費及び講習手数料が減額をされているが、水道技術管理者の確保は必要ではないのかとの質問に、執行部から、研修予定時期に重要業務が重なったことから、今回不参加となった。4年度について参加をさせたいとのことです。

ページ、54ページ、6款農林水産業費、4目畜産費の14節工事請負費の畜産団地外壁改修工事250万円の減額は、急を要するイノシシ対策については修繕を実施したが、全体的な施設改修については、計画を見直し実施するよう減額したとのことです。また、鶏糞を燃料として使用するボイラー方式も検討をしているということでした。

ページ、59ページ、7款商工費、3目観光費の12節委託料の386万7,000円の減額は、新型コロナ感染症の関係で、Tシャツアート展やシーサイドギャラリーの中止、スポーツツーリズムの営業活動等の中止によるものであるとのことです。

ページ、65ページ、8款土木費、1目住宅建設費の財源内訳で、地方債3億4,990万円を減額し、一般財源を2億7,993万6,000円の増額について、委員から、その理由はとの質問に、執行部から、当初、公営住宅整備事業債を計画をしていたが、交付税措置がないことから、今年度は普通交付税による一般財源に切り換える方が有利なことから変更をしたとのことです。

次に、議案第63号、令和3年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算について。

委員から、拳ノ川診療所での投薬が昨年7月1日から院外処方へと切り替わっているが、条例規定上可能なのか。また、このことについて患者に負担を強いる状況で、町内外の薬局まで行かなければならず大変不便を被っているとの質問に、執行部から、院外処方への変更について、条例規定上は問題はない。国からの指導、あるいは職員体制など、メリット、デメリットを総合的に検討し院外処方で実施することとした。なお、佐賀薬局利用者については無料配達がされているとのことです。

次に、議案第67号、令和4年度黒潮町一般会計予算で、本委員会に分割付託をされたもので、ページ、70ページ、2款総務費、15目新型コロナウイルス感染症対策費の17節備品購入費のトイレコンテナ2,200万円について、どのような様式で、利用方法はとの質問に、執行部から、移動式で、

排泄物はおがくずで自然分解し、水は使用しない方式である。活用については、各種イベント、また、災害時にも活用できるとのことです。

ページ、71 ページ、18 節負担金補助及び交付金の農作物出荷促進事業費補助金 2,120 万 7,000 円は、農産物の消費冷え込みや原材料高騰による所得が減少していること、JA の出荷手数料が 2 パーセントから 4 パーセントにアップしたことから、来年度新たに手数料の 1 パーセントを町が補助し、農家の手数料を 3 パーセントとすることについて、委員から、1 パーセントの補助金の流れはどうかとの質問に、漁協の取り扱い方を参考に進めていきたいとのことでした。

また、同じく、18 節水揚げ促進事業補助金 2,700 万円は、水揚げ手数料 7 パーセントのうち、令和 4 年度から 1 パーセント上乗せをして 3 パーセント補助するとの説明に、委員から、漁協が補助申請するが個人への補助額等の通知はあるのかとの質問に、執行部から、漁協に各個人の補助額が明確になるよう処理するようになっているとのことでした。

ページ、82 ページ、3 款民生費、1 目社会福祉総務費、12 節委託料の生活困窮者就労者労働準備支援事業委託料 3,266 万円について、委員から、委託内容等とはどの質問に、執行部から、国の生活困窮者就労準備支援事業は 62 事業から構成されており、町内ではその中の 4 事業を実施している。そのうち、社会福祉協議会へ 2 事業を委託するもので、1 点目は、福祉事務所未設置の町村で実施する相談業務事業で、内容としては、生活保護対象者となるまでに、生活課題を解決するさまざまな相談を関係機関等が集まり、支援などについて解決に導いていくもので、委託料の内訳は人件費や車のリース料、その他事務経費である。

2 点目は、包括的相談事業で、生活困窮、子ども、介護、高齢、障がい者など、さまざまな課題の相談解決に向けた関係機関支援調整会議を設置し業務に当たるもので、人件費、専門職への謝金および必要な事務経費であるとのことでした。

次に、ページ、124 ページ、6 款農林水産業費、2 目林業振興費の 12 節委託料の入野松原再生計画策定委託料 300 万円と、入野松原再生計画現地調査委託料 100 万円は、入野松原保全のために防除や伐倒駆除を行ってきたが、これまでの対策を検証するとともに、松枯れ原因究明調査を行い、再生計画を策定していくものであるとの説明に、委員から、計画範囲はどこまでを想定しているか等の質問に、国有林、県有林、町有林を含めた一帯で、関係機関が一体となって進めていく。計画策定については、令和 5 年度を予定しているとのことでした。

次に、ページ、136 ページ、7 款商工費、3 目観光費、12 節委託料の観光振興事業業務委託費の中に、今年新たに砂浜美術館アカデミー事業を追加したとの説明に、委員から、事業内容等の質問に、執行部から、海洋汚染のマイクロチップ、入野松原、漂流物、ニタリクジラなどの取り組みを題材に、専門家を招聘（しょうへい）し、考え方や取り組みを活用した観光客誘致につなげていく事業であるとのことでした。

次に、議案第 70 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算について。

昨年並みの経費を計上をしているとのことですが、追加の説明として、国保税の県下統一の協議、検討が進められており、県は県内のどこに住んでも同じ条件で医療が受けられるようにとの説明であるが、この件について、町長から、高知市内のような医療機関多く、すぐに受診できる自治体と、本町のように受診するとしても移動時間や移動経費を要する自治体との違いがある。また、市町村によって国保税の徴収率に差がある。それらの点について配慮することが必要でないかとの意見を挙げている、との追加の説明がありました。

そのほか、付託された議案につきましては、提案理由説明のとおりの内容で、委員から特段の質疑もありませんでした。

以上をもって、産業建設厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（小松孝年君）

これで、産業建設厚生常任委員長の報告を終わります。

これから、産業建設厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

山崎君。

9 番（山崎正男君）

委員長の報告に対する質問でございますが、議案 63 号の直診の特別会計の件でございます。

この条例の適用は、院外処方について問題ないというようなことでございますが、地域のこの診療にかかられる方、この方たちが院外処方によって不便になる、というようなことに対する意見があったかどうか。

それから、執行部の方で、そのような観点は確認しているかどうかの、そのような内容のことがなかったですか。

議長（小松孝年君）

産業建設厚生常任委員長。

産業建設厚生常任委員長（矢野依伸君）

今、質問のありました内容につきましては、委員からそういう内容のお話がありました。

で、そのことにつきまして執行部の方からの回答につきましては、先ほど、私が報告した内容でございます。不便を被っておるという内容の意見ではありますけれども、まあ実施すること自体には、条例規定上は違反がないと。

ただ、そういう現場のいうか、関係者のご意見があるということは、質問がありました。

以上です。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、産業建設厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで、各常任委員長の報告および各常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、討論を行います。

初めに、議案第 50 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 50 号の討論を終わります。

次に、議案第 51 号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 51 号の討論を終わります。

次に、議案第 52 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 52 号の討論を終わります。

次に、議案第 53 号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 53 号の討論を終わります。

次に、議案第 54 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 54 号の討論を終わります。

次に、議案第 55 号、黒潮町行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 55 号の討論を終わります。

次に、議案第 56 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 56 号の討論を終わります。

次に、議案第 57 号、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 57 号の討論を終わります。

次に、議案第 58 号、令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 58 号の討論を終わります。

次に、議案第 59 号、令和 3 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 59 号の討論を終わります。

次に、議案第 60 号、令和 3 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 60 号の討論を終わります。

次に、議案第 61 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 61 号の討論を終わります。

次に、議案第 62 号、令和 3 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 62 号の討論を終わります。

次に、議案第 63 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありますか。

矢野昭三君。

反対討論から。

8 番 (矢野昭三君)

反対よ。普通は、反対から先やらせてますのでね。

さっきの委員長報告の中にもあったんですけど、条例に違反するということはないというのが、町長の答弁、委員会の答弁であったということなんです。私はね、これは条例に違反しちゃうということで、そういう組み立ての中で話を委員会の中ではしてきたんです。それから、本会議でもそういうこと。

それはね、どういうことかいうたら、黒潮町健康保険診療所設置及び管理条例、これは平成 18 年 3 月 20 日の条例第 131 号で定められた分ですが。まあもともとは、設置の目的というのは、国民健康保険法第 82 条の規定に基づいて設置しておるものです。

その条例の中の第 3 条、診療所は、町の国民健康保険の被保険者に対し、次の各号に掲げる業務を行うものとする。行うものとするなんですよ。

その後、ただし書きがあつてですね、それは、被保険者以外の者。それは町に住所ないとか、よその保険にある、そういう被保険者以外の者についてもこれは行うことができる、とあつてですね、その 1 号から 8 号までありますけれども、問題の箇所は 4 号の、診療所は薬剤の投与ですよ。薬剤の投与、または治療材料の支給に関すること。

ここで問題になるのは、まあ注射器は確かにそこでやってもらいゆうです。できる分は、だけど、飲み薬などですね。それはね、もらえない。佐賀へ行こうが窪川へ行こうが、10 キロ以上あります。

ほんで、診療所へおみえになる方というのは大部分において高齢者の方でありまして、長年働いてきたその疲れがたまって、体の節々が痛いとか、さまざまなそういう病気によって車の運転もで

きない。その高齢者の方には、家族、おいでる方は家族が介助に付き添っておいでる。それは、ご自宅から診療所までの間の車運転できないので、またその介助する方が車の運転をして、診療所まで連れてくるいいですか、そういう通院されておるわけです。

そういう方がですね、私はこのたびばあ、その声なき声、弱者が声をよう挙げない。この本会議の中でもね、何回か発言がありましたけど、今までですよ、声なき声、これがね、どう考えちゅうのか。弱者の方は声をよう出さんがですよ。声が出ない。それをですね、利用者がどういう要望があったかなかったか。私は言うこと自体がね、おかしい。そういうね、行政では困る。収支がどうであるとか、崩れの在庫が心配ないなるとか、投薬をしなければね、診療所で。それはね、ほんとにレベルの低い行政ですよこれは。私はびっくりした。

念のために思ってね、三原へ問い合わせしたら、三原は診療所でちゃんと投薬しちよります。十和、大正もどうかいうたら、確かに院外処方になってますけど、診療所から2、3軒隣に薬屋がある。私に取りあえず調べた範囲はそこまでですけど、これはね、これが黒潮町行政か思うたらね、情けない。人の痛みいうもんが全然ね、理解してない。何が黒潮町ですか。

地震、津波が来るいうたら、合併したときに、この土地は、ここは庁舎の予定地ではなかったとこや。東日本の地震があったばっかりに、漬かる所の役場は町民の命は助けられんいうて、慌ててこの地まで上げてきた。私は何の反対もしなかった。その理由は、人の命は何物にも代え難い。その一点に尽きる。だから、ここへなんぼ金を使おうと、一遍の反対したこともない。合併特例債をはじめ、さまざまな金はここへ投入した。それが、こと拳ノ川診療所。ここはね、へき地診療所なんですよ。そこへ、わずかの金を使うことがもったいない。私はね、これが黒潮町行政、聞いて呆れますよ。何を考えちゅうがですか、人の命を。

それで、この条例の第3条第2項、町長は必要に応じて、全項各号に掲げる業務を委託することができる。これを言ってる人もおります。しかし、今、黒潮町がやってることは委託でも何でもありません。委託しちゅういうがやったら、委託契約書を出してもらいたい。ずばり。委託をやってない。うそを言いゆう。

それで、この2号は、皆さん、多分初めて見る方もおいでると思うんじゃないけど、これは令和3年6月11日付の文書です。患者宛て。そして、黒潮町長、松本敏郎、公印省略とある。これは、院外処方への切り替えについて、お願いや。お願いとは言いながら、何のこともやら分かん。本当にお願いでしょうかね、中身。

これはね、長雨のみぎり、お変わりはございませんでしょうかで始まって、当拳ノ川診療所では、別紙のとおり、令和3年7月1日から院外処方へ切り替わることとなりましたとある。これが何でお願いですか。めちゃくちゃや、この文書は。

このときは、6月11日発の文書というのは、議会、これ開会中やなかったの。終わった後。いずれにしても、議会では一遍の説明もない。事実や。

そして、患者さま、皆さまにはご不便とご負担をお掛けしますが、何とぞご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げますと。ここでお願いいうて来ちゅうけど、その連絡が、もうこうやって決めたよと。こうやるよと。よそへ行ってくださいと。そういうことなんですよ、薬はね。薬は。その院外処方については、こういう文書は頂きましたわ。

それから、これは薬局の店屋の名前が載っております。そういうことを考えてですね、私はおかしいことはおかしいなど。まあね、日本国から言うたら、黒潮町なんてものは、四国の端にある過

疎地の町ですよ。国から言えばね。だけど、その端っこの中のまた端っこが、その佐賀北部と言われる所。へき地。これは学校の先生方も、その昔はここへおいでてくれたらへき地手当がありましたよ。現在は知りません。で、へき地というのはもともと、不便な地とか田舎であるとか、そういう意味合いのもんですわね。この地方交付税法ができたのは昭和25年。これは国が敗戦間もなく、日本を計画的に一定レベルの水準に引き上げるために地方交付税を作ったんじゃないけど、それでも時間が経過するにつれて追いつかんなり、過疎とか辺地とかできちゅう。法律が。ほんで、黒潮町も過疎辺地法に基づく財政支援を受けゆうわけよ。ほんじゃき、わしとしたら、この国の指導がどうかいうても、その文書見たことがない。この町は、だから自分のええ立場しか物を言ってない。弱者を助けるというように、わしは理解できない。

だから、ここの医療法の30条の19では、病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善、その他の医療従事者の確保に資する措置を講ずるよう努めなければならないとあるんです。で、私は、最初のこの拳ノ川で薬を渡さんいうときには、最初の話は人がおらんという話でしたわ。だから、ここらあたりからやっぱりよ、黒潮町の医療、拳ノ川の診療所の投薬の体制をきちっと整備すべきであるということからですね、反対をしております。で、条例上に問題がないというその町長説明には私は納得できないので、反対します。

議長（小松孝年君）

次に、賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第63号の討論を終わります。

次に、議案第64号、令和3年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第64号の討論を終わります。

次に、議案第65号、令和3年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第65号の討論を終わります。

次に、議案第66号、令和3年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第66号の討論を終わります。

次に、議案第67号、令和4年度黒潮町一般会計予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、議案第 67 号の討論を終わります。

次に、議案第 68 号、令和 4 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補整予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 68 号の討論を終わります。

次に、議案第 69 号、令和 4 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 69 号の討論を終わります。

次に、議案第 70 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 70 号の討論を終わります。

次に、議案第 71 号、令和 4 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 71 号の討論を終わります。

次に、議案第 72 号、令和 4 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 72 号の討論を終わります。

次に、議案第 73 号、令和 4 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 73 号の討論を終わります。

次に、議案第 74 号、令和 4 年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 74 号の討論を終わります。

次に、議案第 75 号、令和 4 年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 75 号の討論を終わります。

次に、議案第 76 号、令和 4 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 76 号の討論を終わります。

次に、議案第 77 号、令和 4 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 77 号の討論を終わります。

次に、議案第 78 号、令和 4 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 78 号の討論を終わります。

次に、議案第 79 号、令和 4 年度黒潮町水道事業特別会計予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 79 号の討論を終わります。

次に、議案第 80 号、黒潮町和紙工房施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 80 号の討論を終わります。

次に、議案第 81 号、黒潮町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 81 号の討論を終わります。

次に、議案第 82 号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 82 号の討論を終わります。

次に、議案第 83 号、高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 83 号の討論を終わります。

次に、議案第 84 号、高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、議案第 84 号の討論を終わります。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については、反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 50 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 50 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号、黒潮町議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号、黒潮町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号、黒潮町行政組織条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号、黒潮町行政手続における押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号、黒潮町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号、令和 3 年度黒潮町一般会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 58 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号、令和 3 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 59 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号、令和 3 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 60 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 61 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号、令和 3 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。
举手全員です。
従って、議案第 62 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 63 号、令和 3 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。
举手多数です。
従って、議案第 63 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 64 号、令和 3 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。
举手全員です。
従って、議案第 64 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 65 号、令和 3 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。
举手全員です。
従って、議案第 65 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 66 号、令和 3 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。
举手全員です。
従って、議案第 66 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 67 号、令和 4 年度黒潮町一般会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。
举手全員です。
従って、議案第 67 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 68 号、令和 4 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。
举手全員です。
従って、議案第 68 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
次に、議案第 69 号、令和 4 年度黒潮町給与等集中処理特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。
举手全員です。
従って、議案第 69 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、令和4年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、令和4年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第71号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、令和4年度黒潮町国民健康保険直診特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手多数です。

従って、議案第72号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、令和4年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第73号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、令和4年度黒潮町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第74号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、令和4年度黒潮町介護サービス事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第75号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、令和4年度黒潮町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。
挙手全員です。

従って、議案第76号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、令和4年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。

举手全員です。

従って、議案第 77 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号、令和 4 年度黒潮町情報センター事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。

举手全員です。

従って、議案第 78 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号、令和 4 年度黒潮町水道事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。

举手全員です。

従って、議案第 79 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号、黒潮町和紙工房施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。

举手全員です。

従って、議案第 80 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号、黒潮町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。

举手全員です。

従って、議案第 81 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。

举手全員です。

従って、議案第 82 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 83 号、高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、举手願います。

举手全員です。

従って、議案第 83 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号、高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第84号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

この際、11時まで休憩します。

休 憩 10時 42分

再 開 11時 00分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、議案第85号、教育委員会の委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、議案第85号、教育委員会の委員の任命について説明させていただきます。

教育委員会委員の、黒潮町入野944番地1、昭和40年10月9日生まれの池田正子さんの任期が、令和4年5月16日をもって任期満了となるため、再度任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

池田さんは、人望も厚く、教育行政の課題解決に取り組んでこられ、現在も委員を務めていただいております、引き続き委員をお願いするものでございます。

なお、任期につきましては、令和4年5月17日から令和8年5月16日となっております。

ご同意を賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従いまして、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は13人です。

会議規則第31条第2項の規定により、立ち合い人に、1番、中島一郎君、2番、池内弘道君を指名します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

中島君および池内君は、投票箱の点検をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり池田正子君を任命することについて、同意する方は賛成と、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第83条の規定により、否と見なしますのでご了承願います。

それでは、1番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

中島君および池内君は、開票の立ち会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数13票。

そのうち、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成9票、反対4票です。

以上のとおり賛成多数です。

従いまして、議案第85号、教育委員会の委員の任命について、池田正子君を任命することについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これで、採決を終わります。

議場の出入り口を開きます。

日程第3、議案第86号、農業委員会の委員の任命についてから議案第99号、農業委員会の委員の任命についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、議案第86号から議案第99号の、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

この議案は、14名の方々を農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるところでございます。

まず、議案第86号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町市野々川394番地、昭和50年6月7日生まれの、山下理恵さんを、農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるところでございます。

次に、議案第87号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町馬荷 1907 番地、昭和 22 年 6 月 15 日生まれの、福留康弘さんを、農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 88 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町上川口 1528 番地 20、昭和 55 年 2 月 11 日生まれの、金子俊博さんを、農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 89 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町入野 2986 番地 2、昭和 53 年 6 月 16 日生まれの、垣谷征志さんを、農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 90 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町田野浦 992 番地、昭和 24 年 10 月 8 日生まれの、吉尾好市さんを、農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 91 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町下田の口 822 番地 94、昭和 46 年 5 月 21 日生まれの、ハジィフ泉さんを、農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 92 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町蛭川 373 番地 4、昭和 30 年 1 月 17 日生まれの、橋田美和さんを、農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 93 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町熊井 204 番地、昭和 40 年 7 月 29 日生まれの、野坂賢思さんを、農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 94 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町浮鞭 1935 番地 1、昭和 22 年 4 月 10 日生まれの、伊藝精一さんを、農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 95 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町佐賀 2060 番地 26、昭和 48 年 9 月 18 日生まれの、濱口佳史さんを、農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 96 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町佐賀橋川 758 番地 1、昭和 37 年 1 月 6 日生まれの、江口千寿さんを、農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 97 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町御坊畑 543 番地、昭和 29 年 3 月 20 日生まれの、松本昌子さんを、農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 98 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町入野 1520 番地、昭和 31 年 7 月 15 日生まれの、酒井幸男さんを、農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第 99 号、農業委員会の委員の任命について説明させていただきます。

黒潮町佐賀橋川 703 番地 5、昭和 40 年 3 月 4 日生まれの、小谷健児さんを、農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

この 14 名の方々は、黒潮町農業委員候補者評価委員会において、農業委員会等に関する法律第 8

条第4項から第7項に該当する資格を有する者と認められ、報告を受けた方々であり、農業委員として適任であると判断をして提案させていただきました。

なお、任期は、令和4年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

ご同意を賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。

また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従いまして、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

議案第86号から99号までの採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第86号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、山下理恵君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、山下理恵君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第87号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、福留康弘君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、福留康弘君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第88号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、金子敏弘君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、金子敏弘君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第89号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、垣谷征志君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、垣谷征志君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第90号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、吉尾好市君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。
挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、吉尾好市君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第91号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、ハジィフ泉君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。
挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、ハジィフ泉君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第92号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、橋田美和君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。
挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、橋田美和君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第93号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、野坂賢思君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。
挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、野坂賢思君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第94号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、伊藝精一君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。
挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、伊藝精一君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第95号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、濱口佳史君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。
挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、濱口佳史君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第96号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、江口千寿君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。
挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、江口千寿君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第97号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、松本昌子君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。
挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、松本昌子君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第 98 号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、酒井幸男君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。
挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、酒井幸男君を任命することについて、同意することに決定しました。

次に、議案第 99 号、農業委員会の委員の任命についてを採決します。

本案は原案のとおり、小谷健児君を任命することについて、賛成の方は挙手願います。
挙手全員です。

従いまして、農業委員会の委員として、小谷健児君を任命することについて、同意することに決定しました。

これで、採決を終わります。

日程第 4、議案第 100 号、副町長の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、議案第 100 号、副町長の選任について説明させていただきます。

令和 4 年 3 月 31 日をもって、辞任致します松田春喜副町長の後任として、黒潮町入野 1341 番地 2、昭和 42 年 11 月 15 日生まれの西村康浩氏を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

西村康浩氏は、皆さんご承知のとおり、現在の町の企画調整室長を務めており、行政経験も豊富で、住民の方々の人望も厚く、職員からの信頼もあり、これまでの実績を生かし、黒潮町行政をまとめ上げていただけるものと確信をしております。

なお、任期につきましては、令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとなっております。

ご同意を賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いません。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従いまして、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は 13 人です。

会議規則第 31 条第 2 項の規定により、立ち会い人に、3 番、浅野修一君、4 番、宮川徳光君を指

名します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

浅野君、宮川君は、投票箱の確認をお願いします。

異常はありませんか。

(なしの声あり)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり西村康浩君を選任することに、同意する方は賛成、同意しない方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は会議規則第83条の規定により、否と見なしますのでご了承願います。

それでは、1番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

浅野君、宮川君は、立会いをお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数 13 票。

そのうち有効投票 13 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、賛成 13 票、反対 0 票です。

以上のとおり、賛成全員です。

従いまして、議案第 100 号、副町長の選任について、西村康浩君を選任することについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これで、採決を終わります。

議場の出入口を開きます。

西村康浩君は入場してください。

西村康浩君が議場におられますので、ただ今、副町長の選任について、西村康浩君を選任することが同意されたことをご報告致します。

また、同意されたことに伴い、西村君から一言ご挨拶をお願い致します。

西村君。

副町長（西村康浩君）

失礼します。

初めに、議案につきましてご同意いただき、ありがとうございます。

今、この場に立ちまして、これまでに経験したことのない緊張と不安を感じ、改めて責任の重さを感じております。

私は、これまでずっと松田副町長の背中を見てまいりました。その松田副町長と比べまして、また、これまで務めてこられました方々と比べましても経験も浅く、力も到底及びません。今はただ不安しかございませんが、私にできること、やるべきことは、私自身がこれまで以上に努力を重ねること、そして、これまで諸先輩方が築いてこられましたこの町の歴史をしっかりと継承すること。その上で、その歴史に少しでも積み重ねることができればというふうに考えております。

今、地方は少子高齢化や人口減少といった多くの課題があり、大変厳しい状況でございますが、黒潮町にはまだまだやれること、やるべきことがあると考えております。今後は、松本町長の下、町長を補佐し、調整役としまして、住民の皆さまの声を聞きながら課題解決に向け取り組んでまいりますとともに、住民福祉の向上に努めてまいります。

皆さんにおかれましては、これまで以上のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い致します。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、西村君からの副町長選任の同意に伴うあいさつを終わります。

町政を取り巻く環境は大変厳しく、また、さまざまな課題が山積しておりますが、それら課題の解決および黒潮町が益々発展するようご尽力いただきますことをご期待申し上げまして、歓迎致します。

続きまして、3月31日をもちましてご勇退されます、松田副町長からのごあいさつを賜りたいと思います。

松田副町長。

副町長（松田春喜君）

副町長を退任するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

私の副町長としての任期につきましては、5月の16日となっております。人事異動等のこともありまして、3月31日をもって退任をさせていただきます。

松本町長には、町長の任期途中となってしまいました。私の任期の方を優先する形となりまして、ご無理を申しました。本当に申し訳なく思っております。

1年と6カ月の間ではありましたが、補佐役をさせていただくことができまして、本当に光栄でうれしく思っております。本当にありがとうございました。

副町長としまして約8年間、皆さまにお世話になりました。議員の皆さまには、特段のご指導をいただきました。感謝とお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

また、私が副町長として職務を全うすることができましたのも、職員の皆さまのおかげであるというふうに思っております。頼りにならない副町長ではあったと思いますが、職員の皆さまの支えによりまして務めることができたと思っております。本当にありがとうございました。お世話になりました。

私も、町の職員になりましてからは42年間ということになります。ここまで来ることができたのも、共に仕事をしてきました同僚の皆さんや諸先輩に恵まれていたというふうに思っております。重ねて、感謝を申し上げます。

先ほど、後任にご承認をいただきました西村室長におかれましては、あらゆる面で優れた能力を持たれておると思っております。必ず松本町政を支えてくれるものと思っております。皆さまも、これまで以上のご支援をよろしくお願いを致します。

最後になりますが、皆さまのご活躍とご健勝をご祈念申し上げますとともに、松本町長とともに黒潮町を盛り立てていただきますことをお願い致しまして、ごあいさつとさせていただきます。

本当に、長い間、お世話になりました。ありがとうございました。

議長（小松孝年君）

これで、松田副町長の発言を終わります。

松田副町長におかれましては、町民の皆さまを第一に思い、大西町長、そして、松本町長を支え、今日まで休む暇もなくご尽力いただきました。

また、職員に対しては満ち溢れる暖かい心で接し、時には厳しくもあり、また、議会に対しては大変誠実に対応してくださいました。

2期8年を目の前にして、行政組織のことを思って、年度の節目をもってのご勇退を決断されたものをご推察致します。

さらなるご活躍を期待しているだけに、このたびのご勇退は非常に残念でありませんが、今後は、奥様と共々お元気にお過ごしいただき、町民として、黒潮町の発展にご協力賜りたいと存じております。

一般職の職員からこれまで、本当に長い間お疲れさまでございました。

それでは、日程第5、議案第101号、固定資産の評価員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（松本敏郎君）

それでは、議案第101号、固定資産評価員の選任について説明させていただきます。

令和4年3月31日をもって松田春喜固定資産評価員が辞任するため、その後任として、黒潮町入野1341番地2、昭和42年11月15日生まれの、西村康浩氏を固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意を賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

また、本案は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従いまして、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり西村康浩君を選任することについて、賛成の方の挙

手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

本案は原案のとおり決定することについて賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従いまして、固定資産評価員に、西村康浩君を選任することについて、同意することに決定致しました。

日程第6、黒潮町選挙管理委員会委員及び委員補充員の選挙を行います。

この選挙は、現在の委員および委員補充員の任期が令和4年5月15日までとなっておりますことから、次期の委員および委員補充員を選出するものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いません。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いません。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定致しました。

暫時休憩します。

休 憩 11時 45分

再 開 11時 46分

議長 (小松孝年君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙管理委員会委員には、ただ今配布した用紙に記載したとおり、川村稔君、松本二君、野坂敏彦君、米津芳喜君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただ今、指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました、川村稔、松本二君、野坂敏彦君、米津芳喜君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員には、第1順位に、曾根省子君、第2順位に、大谷清水君、第3順位に、金子貴博君、第4順位に、江口智章君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただ今、指名しました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、ただ今指名した、第1順位に、曾根省子君、第2順位に、大谷清水君、第3順位に、金子貴博君、第4順位に、江口智章君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

日程第7、議員提出議案第2号、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案についてを議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

提出者、澳本哲也君。

13番 (澳本哲也君)

それでは、議員提出議案第2号の提案趣旨説明を行います。

毎日のように、テレビの画面から信じられないような、悲惨な映像が目に入ってきます。

2月24日、ロシアは武力による、ウクライナへの侵略を開始しました。武力の行使を禁ずる国際法の違反であり、国連憲章の重大な違反であることは間違いありません。

また、プーチン大統領は今回の武力、軍事侵攻に核兵器の使用を示唆していることは、わが国、日本の核兵器廃絶を願う思いを踏みにじるものであります。

戦争とは、最大の人権侵害である。子ども、女性が犠牲となり、毎日のように亡くなっています。多くの人々が涙を流しているのが現実です。力による一方的な現状変更は、戦後の国際秩序を根本から否定するものであり、断じて認められません。

黒潮町議会は、ロシア軍による軍事侵略を最も強い言葉で避難し、即時攻撃を停止し、ロシア国内に撤収するよう強く求めます。

日本政府においては、国際社会と連携し、世界平和の実現のため、ウクライナに対する人道支援を含め、事態に迅速かつ厳格な対応を強く求めます。ウクライナの人々の平和を一日も早く取り戻すために、よろしく願います。

以上、ロシアによるウクライナ侵略を非難する決議案に全会一致のご賛同を賜りますよう、ご提案の趣旨説明と致します。

議長 (小松孝年君)

これで、提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案に対する質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

念のために申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

これで、採決を終わります。

日程第8、議員の派遣に関する件についてを議題とします。

会議規則第127条の規定による、議員の派遣に関する件については、皆さまの議席に配布したとおりであります。

お諮りします。

議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、議員の派遣に関する件に記載しているとおり、議員を派遣することに決定しました。

日程第9、委員会の閉会中の継続審査および調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査および調査中の事件について、会議規則第74条の規定に基づき、議席に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申し出のとおりとすることに決定致しました。

町長からの発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (松本敏郎君)

令和4年3月第22回黒潮町議会定例会、お疲れさまでございました。

また、提案致しました全ての議案につきましてご承認を賜り、誠にありがとうございます。

本議会を通じて賜りましたご意見を参考にし、引き続き、住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

議長（小松孝年君）

これで、町長の発言を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和4年3月第22回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 11時 54分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 小松孝年

署名議員 宮地葉子

署名議員 小永正裕